

(4) 障害者自立支援法の成立

① 障害保健福祉施策の現状

わが国の障害保健福祉施策においては、障害種別ごとの法律等に基づいてサービスが提供されていて、制度的にさまざまな不整合がある。また、全国共通の利用のルールはなく、地域における基盤整備の状況やサービス提供体制が異なっているのが現状であり、そのため、障害種別や地域ごとにサービス利用に大きな格差が生じている。

2003（平成15）年4月には、従来 of 措置制度から、利用者が自らサービスを選択する支援費制度へと移行し、これによって、一定のサービス提供体制の整備が図られるとともに、新たな利用者が急増してきた。

しかし、精神障害者はこの支援費制度の対象となっていないことや、全体のサービス利用が増大する中、さらに増加する新規利用者への対応が不可欠となっている。

さらに、障害種別ごとの制度になっていること、また、施設等については、その期待される役割や対象者などにより、種別等が細分化されていることなどから、せっかく身近な地域にサービス基盤があっても、必ずしも利用者のニーズに的確に対応したものはなっていないというも現状である。例えば、働く意欲があるにもかかわらず、適切な訓練を受けることができないために、企業等で働けないまま過ごしているといった方々も少なからず存在するという実態がある。

② 障害者保健福祉施策の改革の視点

今後は、「障害者が自立して普通に暮らせるまちづくり」「地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支えあうまちづくり」—すなわち、「自立と共生のまちづくり」をめざしていくことが求められている。

このため、障害者本人を中心とする個別の支援を、より効果的・効率的に行っていくための基盤づくりを進めていく必要がある。

具体的には、①障害保健福祉施策の総合化、すなわち年齢や障害種別等にかかわらずなく、できるだけ身近なところでサービスを受けながら暮らせる地域づくりを進める、②自立支援システムへの転換、すなわち障害者が、就労を含めてその人らしく自立した地で暮らし、地域社会にも貢献できる仕組みづくりを進める、③制度の持続可能性の確保、すなわち、障害者を支える制度が、国民の信頼を得て安定的に運営できるよう、より公平で効率的な制度にする、といったことが必要である。

③ 障害者自立支援法案の国会提出と成立

第2章 障害者生活支援施策

概要

障害は、その原因、障害の種類を問わず、本来あるべき心身の機能を損うことにより、日常生活上または社会生活上多くのハンディキャップを受けることになる。

障害の範囲については、それをとらえる立場によって種々の考え方があるが、現行の福祉制度においては、次の障害を有する者が施策の対象とされている。

(1) 身体障害

ア 視覚障害

イ 聴覚または平衡機能の障害

ウ 音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害

エ 肢体不自由

オ 心臓、じん臓若しくは呼吸器、またはぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障害

(2) 知的障害

(3) 精神障害

これらの障害者に対する援護は、第二次大戦後の新憲法制定をうけて誕生した児童福祉法や身体障害者福祉法が施行されるまでは、明治時代前の盲人施策、第二次大戦までの傷痍軍人施策等ごく一部の障害者に対するものを除いてほとんどみるべきものはなく、民間任意の慈善または救貧対策一般として行われるにすぎないものであった。

障害者福祉施策は、1949（昭和22）年の児童福祉法の法制化によって出発したといえる。

児童福祉法は、18歳未満の者を対象に、障害児を児童全般としてとらえ、その理念を「①すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育

9 障害者雇用促進運動の展開

障害者の雇用の促進および職業の安定を図るためには、行政による施策の推進とともに、国民一般が社会連帯の理念に基づき、障害者の雇用促進を一人一人の問題として取り組むことがぜひとも必要である。そこで、国民一般、とりわけ事業主の理解を一層深めるため次のような施策を講じている。

(1) 障害者雇用促進運動の推進

障害者の雇用の促進を図るためには、適切かつ強力な施策の推進を図ることは当然であるが、障害者自身の職業的自立への努力および国民一般特に事業主の理解と協力が不可欠の前提となるところであり、関係者が一体となって障害者対策に努めなければならない。

このため、厚生労働省においては、障害者の雇用の促進等に関する法律の広報を含めて、障害者の雇用問題に関する国民一般、わけても事業主の関心と理解を一層深めることを目的として、障害者雇用促進運動を積極的に展開している。

[通 知] 障害者雇用促進運動実施について

- 1 主催
厚生労働省
- 2 実施事項
 - (1) 中央で実施する事項
 - イ 広報活動
 - ・ 広報媒体の活用
障害者の雇用の促進と職業の安定について、国民の意識の高揚を図るため障害者雇用促進運動について新聞発表を行うなど報道機関の協力を得て全国的に広報活動を行う。
 - ・ パンフレット及びポスターの配布
障害者の雇用状況、各種雇用助成措置等を内容としたパンフレ

1 母子保健知識の普及

正しい家族計画のもとに、正常な妊娠、出産、健全な子の出生、育成が図られることは母子保健の理想である。

そのためには、母性や乳幼児の保護者は、自ら進んで母子保健に関する知識の習得と健康の保持増進に努めなければならない。

母子保健法では、母性や乳幼児の保護者が妊娠、出産、育児に関し正しい理解を深め、その健康の保持増進に努めなければならないとして、母子保健の理念を明らかにするとともに、国や地方公共団体においても、各種の施策を通じて母子保健の理念が具現されるよう配慮すべきことを規定している。

母子保健に関する知識の普及は、保健所や市町村において、婚前学級、新婚学級、母親学級、育児学級等講習会や研修会の方法で行われているが、訪問指導や保健指導等個々のケースに応じた相談指導も行われている。

また、市町村では、地域に居住する母子保健の知識経験を有する者が母子保健推進員として、市町村長の依頼を受け、その活動を通じて、各種の母子保健に関する施策、制度の周知徹底を図っている。

[母子保健法]

母性の尊重	第2条 母性は、すべての児童がすこやかに生まれ、かつ、育てられる基盤であることにかんがみ、尊重され、かつ、保護されなければならない。
乳幼児の健康の保持増進	第3条 乳児及び幼児は、心身ともに健全な人として成長してゆくために、その健康が保持され、かつ、増進されなければならない。
母性及び保護者の努力	第4条 母性は、みずからすすんで、妊娠、出産又は育児についての正しい理解を深め、その健康の保持及び増進に努めなければならない。 2 乳児又は幼児の保護者は、みずからすすんで、育児についての正しい理解を深め、乳児又は幼児の健康の保持及び増進に努めなければならない。
国及び地方公共団	第5条 国及び地方公共団体は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及

2 低所得世帯援護

(1) 生活保護

生活保護法は、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立助長を目的とするものであり、わが国の所得保障制度の基底となっている。

保護の種類には、生活扶助をはじめとして教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の八種があるが、最も基礎となる生活扶助基準の基準生活費（居宅）は、1級地—1・標準3人世帯で月額162,170円（平成18年度）である。

障害者のいる世帯は、この基準生活費に加えて、加算額が認められている。以下は障害者加算の例（平成18年度）である。

1級・2級：26,850円、3級：17,890円

重度障害者加算：14,380円

重度障害者家族介護料：12,060円

重度障害者他人介護料：69,720円以内

[生活保護法]

この法律の目的	第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。
無差別平等	第2条 すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護（以下「保護」という。）を、無差別平等に受けることができる。
最低生活	第3条 この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。
保護の補足性	第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。 2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。 3 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。

助 準	・火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するための特別な費用の実費加算
-----	-------------------------------------

基礎 控除	最 多 収 入 者	2 人 目 以 降
	33,190円以内	28,210円以内

そ の 他 の 勤 労 控 除	特 別	最 多 収 入 者 2 人 目 以 降	年額（収入年額の1割以内）	150,900円以内
			特 別（就労状態が良好）	196,170円以内
		年 額	最 多 収 入 者 適 用 額 に 0.85 を 乗 じ て 得 た 額 の 範 囲 内	
			特 別（就労状態が良好）	最 多 収 入 者 適 用 額 に 0.85 を 乗 じ て 得 た 額 の 範 囲 内
	新 規 就 労	6 箇 月 間	10,400円	
	未 成 年 者	20 歳 未 満	11,600円	
不 安 定 就 労	1 人	8,000円		

地 区 別 都 道 府 県 名	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
	北 海 道 青 森 県 秋 田 県	岩 手 県 山 形 県 新 潟 県	宮 城 県 福 島 県 富 山 県 長 野 県	石 川 県 福 井 県	栃 木 県 群 馬 県 山 梨 県 岐 阜 県 鳥 取 県 島 根 県	その 他 の 都 府 県

㊦：生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）

㊧：生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）

(2) 生活福祉資金の貸付け

生活福祉資金の貸付けは、低所得者、高齢者、障害者に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉及び社会参加の促進を図るための貸付制度であり、生活福祉資金貸付制度要綱に基づき、都道府県社会福祉協議会が実施主体となっ
て行うものである。

身体障害者手帳の交付を受けた障害者のいる世帯、療育手帳の交付を受けている者のいる世帯または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（一部これと同程度と認められる者を含む）のいる世帯を対象として、更生資金（生業費、技能習得費）、福祉資金（支度費や福祉用具購入費など）、住宅資金、療養・介護等資金の貸付けが実施されており、これらの世帯については、必ずしも低所得世帯でなくとも制度を利用
できることとなっている。